

軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税の納期限は5月31日(平成22年度)です。5月中旬に届く納税通知書により、鬼北町指定金融機関(えひめ南農業協同組合)・鬼北町指定代理金融機関(伊予銀行・愛媛銀行)で納付してください。納期限を過ぎると、納める税額のほかに督促手数料も併せて納めていただくこととなります。なお、軽自動車税は、4月1日現在の登録名義人にその年度分が課税されます。

●所有者の異動

原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車(以下、「軽自動車等」という。)を所有されている方が鬼北町外に転出または死亡された場合は、軽自動車等の登録変更手続を行ってください。

●変更に関する手続先

町ナンバー(鬼北・広見・日吉)については、鬼北町役場税務課で行っておりますので、ナンバーと印鑑を持参のうえ、お越しください。

県ナンバーについては、愛媛

県軽自動車協会 ☎089・975・7310へお問い合わせください。

●減免制度

障害者の方が所有する軽自動車等で特定の車両に対し、軽自動車税の減免制度があります。障害者本人が所有(障害者本人の名義)し、通院・通学・生業のために、本人または家族、常時介護する方が運転する軽自動車等に対し軽自動車税が減免になる場合があります。

ただし、障害の種類および等級により減免に該当しない場合もあります。なお、自動車税(普通車)の減免を受ける場合は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

●減免申請期間

5月17日(月)～5月24日(月)
※土・日は除く
持参品：身体障害者手帳、運転免許証、印鑑、納税通知書、本人の口座番号がわかるもの

●問い合わせ

役場 税務課 課税管理係
☎45・1111 内線222

楽しい時間を親子で過ごしてみませんか!

同年代の子とも遊ばせようと思っても近所に子どもがいなかったり、すでに保育所に入所していたりと、ほかの親子との交流ができない方が多いのではないのでしょうか。そこで、鬼北町では、親子の交流を通じて楽しい育児ができ、気軽に相談できる場として、親子教室を実施します。是非参加して、楽しい時間を過ごしましょう。

●対象

1歳以上の保育所未入所児とその家族

●場所

鬼北町総合福祉センター「ひまわり」

●時間

午前10時～11時30分

●問い合わせ

役場保健福祉課 保健係
☎45・1111 内線614

親子教室の日程

5/26	親子体操(親子ふれあい遊び)
6/30	リズム遊び・手遊び
7/14	虫歯予防とブラッシング指導
8/4	親子体操(親子ふれあい遊び)
9/22	親子体操(親子ふれあい遊び)
10/13	料理教室・ふれあい体験 日吉地区での交流・個別相談
11/17	絵本読み聞かせ・手遊び
12/8	親子体操(親子ふれあい遊び)
2/9	絵本読み聞かせ・手遊び
3/2	親子体操(親子ふれあい遊び)